

## 委員会活動レポート

### ●文教厚生常任委員会



板橋区

10月28～30日の日程で4自治体の先進事例について視察研修を行いました。視察の内容については次のとおりです。

#### 埼玉県 入間市

#### ・ヤングケアラー支援に係る具体的取組事例について

全国初のヤングケアラー支援条例制定を基盤に、実態調査、個別面談、ヘルパー派遣など多層的支援を展開しています。

### 東京都 板橋区

#### ・フードロス削減と困窮者支援に係る街かどフードパントリーについて

東京23区で初めての常設型パン

トリーで、生活困窮者自立支援機関と社会福祉協議会が連携し、利用者のプライバシーにも配慮した運営が行われています。

### 神奈川県 横須賀市

#### ・ビッグデータとAIを活用した健康支援事業について

(株)JMDと連携し、AIと一緒にデータで健康リスクを予測し、高リスク市民を抽出して保健師が

個別支援する全国初の健康支援事業を展開しています。

### 大阪府 河内長野市

#### ・文化財保存活用計画の取組事例や市民が取り組める保存活用方法の周知について

文化財保存活用地域計画を策定し、調査・保存・活用を体系的に推進し、ワークショップや広報で市民参加と周知を進め、地域の歴史文化継承を図っています。

### 山下先生の講義内容から

#### ・自然エネルギーの中で太陽光発電の持つ可能性は大きい

・環境や地域と調和した事業推進は必要不可欠

・規制の強弱はあるが、調和条例と規制条例は同じものと考えてもよい

など、参考となる話を聞くことができました。

### 請願の取り扱いの判断

この間、国の政治的動向の変化や市の条例制定の動きなど、周辺状況が大きく変化したことに伴い、紹介議員を通じて請願者から請願文の修正申し入れがありました。

#### 請願者から修正を申し入れ

これにより、委員会で継続審査の動議が提出され、再度継続審査とすることが決りました。

### 要望書等の取り扱いについて

提出された6件の陳情については、いずれも「調査」とされる

としました。

9月定例会に提出された本請願については、調査研究を進めて判断すべきとの理由から継続審査としています。

このため、10月17日に、県内初の「太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定した東広島市を訪問し、条例制定の背景や条文などの調査を行いました。

また、11月4日には、専門的意見を活用するため、NPOの環境エネルギー政策研究所の山下紀明氏を招き、日本や世界における大規模太陽光発電の状況について研修をしました。

- ・地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める陳情書
- ・介護保険制度の抜本改善、大幅



横須賀市

## な処遇改善を求める陳情書

- ・学校給食費の無償化と給食に安心・安全な食材の使用を求める

## 陳情書

- ・高齢難聴者の補聴器購入助成への公的な補助制度を求める陳情書

## 生活保護基準の引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情書

- ・物価上昇に見合ひ年金引き上げを求める要請

## ●総務常任委員会

### 要望書等の取り扱いについて

提出された2件の陳情については、いずれも「調査にとどめ」ました。

- ・完全なジェンダー平等社会の実現を目指し女性活躍応援基金（仮称）創設を求める陳情書
- ・消費税率5%以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書

## ●産業建設常任委員会

### 要望書等の取り扱いについて

- ・市道佐方本線の安全確保に関する市への地元住民要望→調査に

とじぬる

- ・廿日市市の農業・農村施策に対する意見書→1月30日に所管事務調査を行う

## ●議会運営委員会

### ハラスメント防止ガイドラインを策定

議員は、何人に対してもハラスメントをしてはなりません。令和5年3月に「廿日市市議會議員政治倫理条例」を改正し、ハラスメント行為を禁止する規定を追加しましたが、更なる防止対策の取り組みが必要と判断しました。

今回策定したガイドラインに則り、議会全体でハラスメントの防止に努めてまいります。

### ・ハラスメントの種類

法定ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産、育児、又は介護に関するハラスメント）及びモラルハラスメント。

しての助言を求めるなど、相談できる体制とする。

### ・相談員

副議長、議会運営委員会委員長、議長が指名する議員2名、及び議会事務局長の5名で構成する。そのうち、4名の議員相談員は男女同数とし、男女の議員数が均等になるように調整する。

相談窓口

議員が行為者（加害者）となる議員間、議員対職員、議員対市民の全てを対象とする。

### ・ハラスメントの主体

基本は、議会内部で相談、対応、調査を行う。弁護士等の専門家は、相談窓口内部には加えない。必要に応じて、第三者と

議員の留意すべき事項

### ・ハラスメント被害時の対応

運用開始  
・令和8年1月1日

### ・ハラスメント事案への対応

相談窓口による対処方針の決定  
(必要に応じて専門家等に相談)

議長に報告

